L＝－0.35×（o－n）－0.15

算式Ⅲの符号

［略］

o　平成27年から平成29年までの各年における転出者人口比率の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅳ

M＝148.20×（q－p）＋δ

算式Ⅳの符号

［略］

q　平成28年1月1日現在、平成29年1月1日現在及び平成30年1月1日現在における年少者人口比率の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては2.56とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては3.39とし、町村にあつては3.59とする。

N　次の算式Vによつて算定した数（当該数が3を超える場合は3とする。）

算式V

N＝｛0.32×（s－r）＋1.48｝＋（0.12×s－4.57）

｛0.32×（s－r）＋1.48｝に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合は3とし、1に満たない場合は1とし、（0.12×s－4.57）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とし、負数となるときは0とする。

算式Vの符号

［略］

s　住民基本台帳関係年報に登載された平成28年1月1日現在における出生数を、15歳から19歳までの女性人口に0.104を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20歳から24歳までの女性人口に0.734を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25歳から29歳までの女性人口に2.135を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30歳から34

L＝－0.37×（o－n）－0.24

算式Ⅲの符号

［同左］

o　平成26年から平成28年までの各年における転出者人口比率の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅳ

M＝155.04×（q－p）＋δ

算式Ⅳの符号

［同左］

q　平成27年1月1日現在、平成28年1月1日現在及び平成29年1月1日現在における年少者人口比率の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては2.46とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては3.28とし、町村にあつては3.51とする。

N　次の算式Vによつて算定した数（当該数が3を超える場合は3とする。）

算式V

N＝｛0.32×（s－r）＋1.34｝＋（0.14×s－5.43）

｛0.32×（s－r）＋1.34｝に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合は3とし、1に満たない場合は1とし、（0.14×s－5.43）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とし、負数となるときは0とする。

算式Vの符号

［同左］

s　住民基本台帳関係年報に登載された平成27年1月1日現在における出生数を、15歳から19歳までの女性人口に0.115を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20歳から24歳までの女性人口に0.759を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25歳から29歳までの女性人口に2.145を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30歳から34